

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(消費性能向上計画認定手数料の額)</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定又は法第31条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定の例により算出した額</p> <p>(3) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 住宅について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号(<u>第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>)に規定する額</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 住宅及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定の例により算出した額</p> <p>(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア(<u>第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>)に規定する額</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定の例により算出した額</p> <p>(5) 省略</p>	<p>(消費性能向上計画認定手数料の額)</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定又は法第31条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>イ(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定の例により算出した額</p> <p>(3) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 住宅について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号(<u>次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>)に規定する額</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 住宅及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>イ(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定の例により算出した額</p> <p>(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア(<u>次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>)に規定する額</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>イ(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定の例により算出した額</p> <p>(5) 省略</p>
<p>2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されてい</p>	

るときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第29条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

- 3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 省略

- 4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第30条第2項の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数を納付しなければならない。

- 2 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 省略

- 3 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第30条第2項の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数を納付しなければならない。